

企業会計基準委員会 御中

先月 25 日に公表された「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針（その 2）(案)」についてのコメントを、下記にまとめましたので、宜しくご査収願います。

尚、論点 6 . について特に多くコメント致しましたのは、私はここ数年連結決算業務の指南、連結会計用のコンピューターシステム構築に関わってきたためであります。

以上

公認会計士 矢野弘樹

1 . 自己株式の取得及び処分の認識時点

公開草案に賛成である。

2 . 自己株式の無償取得の会計処理

公開草案に賛成である。

3 . 吸収合併に関連する自己株式の会計処理（抱合せ株式に合併新株を割当てた場合）

第一案を支持する。

理由は、第一案の抱合せ株式と合併新株とを交換したと見るほうが、経済的実態にも合致していると考えられるからである。

4 . 吸収合併に関連する自己株式の会計処理（被合併会社の保有する当該会社の自己株式に合併新株を割当てた場合）

第一案を支持する。

5 . 吸収合併に関連する自己株式の会計処理（被合併会社の保有する合併会社の株式）

公開草案に賛成である。

6. 子会社及び関連会社が保有する当該会社の自己株式に関する連結財務諸表上における取扱い

基本的考え方は、公開草案に賛成であるが、下記(1)(2)については補則すべきではないかと考える。

なお、子会社及び関連会社の自己株式の取引に重要性がない場合、実務上処理が煩雑になることも想定されるため、何らかの簡便的な取扱いを認めるべきとの意見には反対、つまり、特に簡便的な取扱いを示していない公開草案に賛成である。

確かに重要性の観点から何らかの簡便的方法是求められるものだが、実務指針の立場で重要性がない場合の具体的方法を示すことは返って実務側の対応を縛ることにつながりかねない。

過去にも実務指針の立場で重要性に配慮された記述があったがあまり効果はなかったのではないか。

例えば、『連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針』では、現金及び現金同等物に係る換算差額を、簡便法採用時であっても原則法同様に計算することを原則としておきながら、重要性がなければ、貸借対照表の為替換算調整勘定増減額で構わないとする記述があったが、あまり実務上取り入れられなかったと思われる。

また、『株式の間接所有に係る資本連結手続きに関する実務指針』でも、原則法(剰余金の実質的な帰属額を計算して資本連結手続を行う処理)に加えて、簡便法を二つ(剰余金の実質的な帰属額を計算しない方法と、相互持合を無視して計算する方法)示されていたが、特に、相互持合を無視して計算する方法は混乱を招いただけで、実務上取り入れられることもほとんどなかったと思われる。但し剰余金の実質的な帰属額を計算しない方法は実務上多く取り入れられたと思うので、それなりの意義はあったと思うが、仮に示されなくても実務側は自分たちの判断でその方法を採用したと思われる。

よって今回の自己株式に関する処理も重要性がないのであれば、当事者の判断で、個々の状況に応じた簡便的方法を採用すれば良いだけであり、あえて実務指針の立場で重要性がない場合の具体的方法まで示す必要性はないと考える。

補足すべきと考えられる事項

(1) 自己株式の少数株主への処分時の連結調整勘定の取扱いについて

説例2において示されている処理について基本的に賛成であるが、3. 連結子会社における当該連結子会社の自己株式の少数株主への処分のうち、連結調整

勘定の取崩しには疑問がある。

ここでは論点を二つに分けて考えてみたい。

一つは、連結調整勘定の取崩しに関する理論的根拠についてである。

本説例のように自己株式の処分時のみなし売却であっても持ち株比率減少率で連結調整勘定を取崩す事の理論的根拠が知りたい。これは自己株式取引だけでなく、第三者割当増資にも影響を与える論点だと思われる。

確かに、通常の一部売却では、連結調整勘定未償却残高が存在する場合、売却による持ち株比率減少率でその残高が取崩される事に異論はないが、現行実務上、第三者割当増資で全額少数株主が引き受けた場合のみなし売却時でも取崩すかどうかは、会社によって処理が分かれており、統一性がないと思われる。その為、本公開草案 13 項の一部売却を第三者割当増資と同様に扱う旨の記述と、本説例の持ち株比率の減少率に応じて連結調整勘定を取崩す方式とで、第三者割当増資に伴う一部売却でも連結調整勘定を取崩すべきと類推解釈されないか。第三者割当増資の連結調整勘定取崩しにまで言及するつもりがないのであれば、一言注釈が欲しい。

私見になるが、この問題は連結調整勘定の取崩しにおいて連結調整勘定の発生原因となる出資と売却とに因果関係を求めるか否かになると考える。

両者に因果関係を求める場合は、連結調整勘定の取崩しはその発生原因である出資により取得された投資株式の売却によって取崩されるべきとなる。

この立場の根拠としては、『株式の間接所有に係る資本連結手続きに関する実務指針』の説例 3 がある。この説例では、A 社に対して P 社・B 社両方が出資しており、両方の出資に連結調整勘定が発生している。ここで P 社が一部売却したときの連結調整勘定取崩し額が、P 社・B 社の出資で発生した連結調整勘定額を合わせた額を、P 社・B 社を合わせた持ち株比率減少率で算出するのではなく、P 社の出資で発生した連結調整勘定のみを、P 社の持ち株比率減少率のみで算出されている。つまり、単純にグループ全体の連結調整勘定未償却額を、グループ全体の持ち株比率減少率で取崩すのではなく、あくまで P 社出資時に発生した連結調整勘定未償却額を、P 社の持ち株比率減少率のみで取崩している為、連結調整勘定の発生原因となる出資と売却に因果関係を求めていると解釈出来るのではないか。

連結調整勘定の取崩しにおいて連結調整勘定の発生原因となる出資と売却とに因果関係を求めるとした場合、まず、第三者割当増資は次のように考えられる。第三者割当増資にて少数株主が全額引き受けた場合、一旦株主割当の処理をしてから一部売却の処理をすることになるが、この増資引き受け・売却は擬製であり、実際に売却を行っているわけではなく、発生元となる出資もないため、連結調整勘定は取崩すべきではないとの結論になる。

次に、自己株式の取得により発生した連結調整勘定は、自己株式取引に因果関係を求め、自己株式の処分によって取崩されるべきと解することが出来る。

よって本説例の場合、単に持ち株比率減少率で取崩すのではなく、取得した自己株式を全額処分しているのだから全額取崩すべきと考えられる。

尚、一つの会社が段階的に出資した場合は投資会社における投資株式の簿価が通常平均法で算定されることから、どの段階の投資かは判断できない為、持ち株比率減少率で取崩すことに問題はない。

二つ目の論点は、米国基準等との関連である

米国基準では連結調整勘定の規則的償却をとりやめ、評価損を計上することになるが、日本でも将来その方向に進む可能性はあるのか否か。あるのならば今回取り入れられないか。

もちろん連結調整勘定の性質がのれんである以上、連結調整勘定の償却をとりやめる場合は個別上償却している営業権を連結上資産計上するか否かといった問題も絡んでくるが、昨今の制度改正に対して、実務側では、小出しにしないでまとめて出して欲しいとの声が強いのではないか。

貴委員会においても人的、時間的制約の中、いたずらに範囲を広げられないと思うが、可能であれば将来への先送りは少なくして欲しい。

(2) 自己株式を親会社等グループ会社から取得した場合の処理

自己株式の取得、処分を、今回は少数株主との取引に限って言及しているが、親会社等グループ会社から自己株式を取得することは述べられていない。簡単に記述追加出来ないか。

例えば今回の説例2の自己株式取得を全て親から取得した場合、従来比率で資本の払い戻しを行った場合の仕訳は同様になると思われるが、その後の一部売却（親から取得した場合は持ち株比率が66.7%になる）はどうなるのか？売却時のS社株式額は、従来比率で資本の払い戻しを行った場合の仕訳と合わせて自己株式取得額300とし（つまり従来比率で資本の払い戻しを行う仕訳と合わせて親の簿価ではなく、時価とする）それと簿価（160）との差額はグループ内未実現損益として消去することになるのか。

又、一部売却で生じる差額を少数株主との取引では連結上の資本取引に当たらないとの理由で損益としているが、それなら親との取引であれば資本取引に当たるとは。資本取引に当たるのであれば差額は損益ではなく、資本剰余金として処理するのか。

同様に、上記未実現損益の実現時（子会社での自己株式処分若しくは消却）にも実現額を損益とするのかどうか。その辺を簡単に記述いただければ有難い。